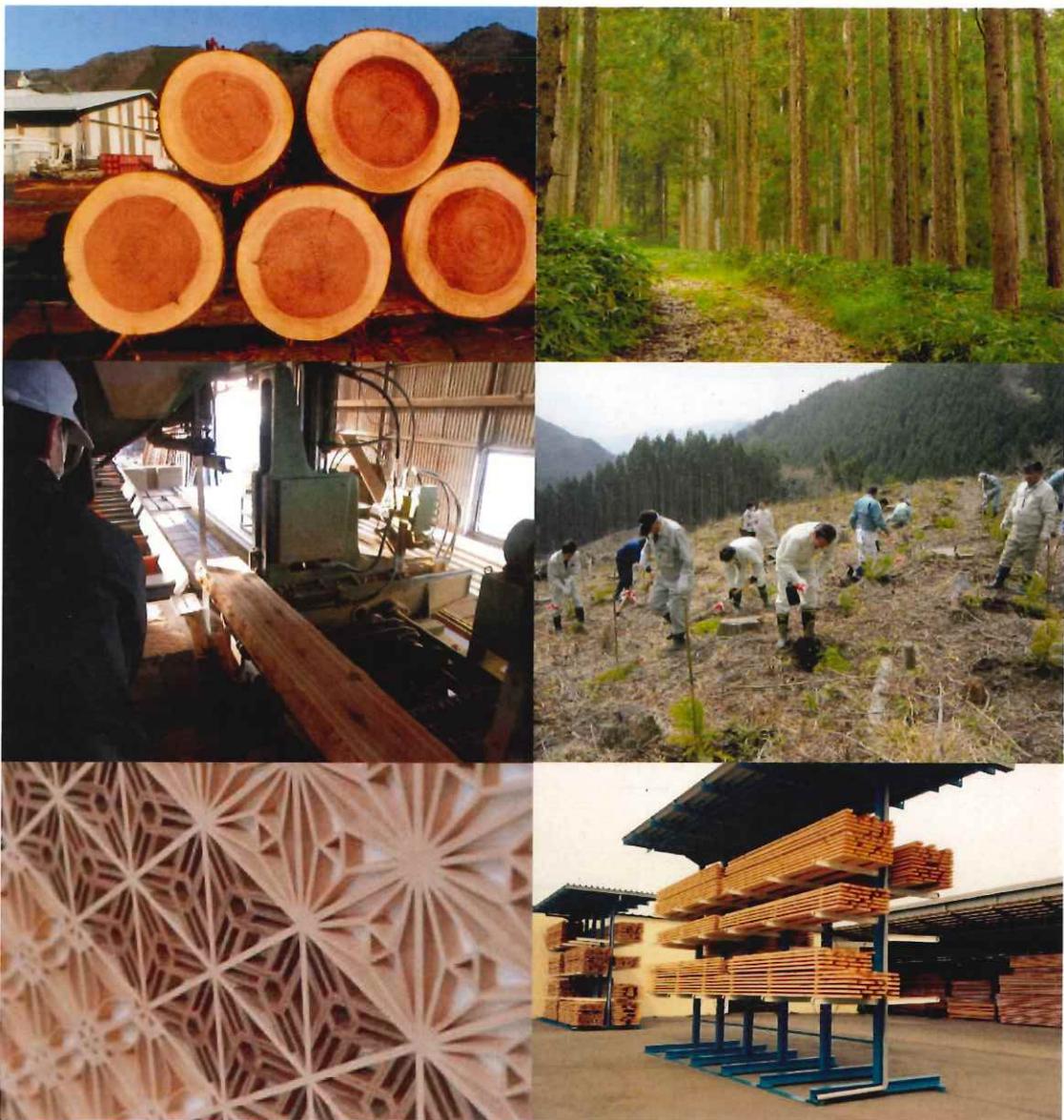




鹿沼市森林・木材活用プラン

～森林資源の循環利用と林業・木材産業振興への動き～



平成30年3月
鹿 沼 市



木のまち鹿沼

『緑の循環』認証会



SGEC/31-22-1132 JFTA-070
SGEC/31-32-1132 JFTA-W070

はじめに

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市は、豊かな森林資源があり、それを背景に林業や木材産業等の“木の産業”が発展するとともに、彫刻屋台に代表される多彩な木の文化を持つ“木のまち”です。

しかし、“木の産業”をとりまく環境は依然として厳しい状況が続いております。

森林の荒廃による災害の増加や森林経営の後継者不足、林業・木材産業事業所の減少など、様々な課題に対応していかなくてはなりません。

そのような中で、国や県では課題に対応するため、これまでにない大きな動きを見せております。

林務行政は、まさに過去にないほどの変換時期を迎えていたといつて良いでしょう。

林業木材産業は、本市の主要産業でありますので、他の自治体に先駆け、数々の施策に取り組んでおります。

その中でも、東京五輪関連施設への木材提供が決まったことは、首都圏に対しての取り組みが実を結んだ、大変喜ばしい結果であります。

これを機に、首都圏での木材需要拡大を更に推進し、「木のまち鹿沼」、「鹿沼材」の名前が全国に轟くよう、PRをして行きたいと思います。

“木のまち鹿沼”的新たな発展をめざすため策定されたこのプランも、更新の時期をちょうど迎えたことで、様々な世の変化に対応し、将来の鹿沼市の発展において、有効に活用されよう、新たとなりました。

プラン策定にご協力いただいた懇談会の委員の皆様をはじめ、多くの関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

今後、このプランに掲げた施策を林業・木材産業関係の方々をはじめ、市民一人ひとりのご協力をいただき、国・県のご指導とご支援を受けながら着実に推進したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



≪ 目 次 ≫

1 プランの基本的な考え方

(1) プランの趣旨	1
(2) プランの位置づけ	2
(3) プランの期間	2
(4) プランのテーマと目標	2
(5) 施策の体系	3

2 目標と施策の内容

■目標1 林業の振興	5
(1) 森林経営計画の策定推進	6
(2) 林業の担い手の育成・確保	8
(3) 荒廃森林の整備	9
(4) 安心安全な原木の安定供給	10
(5) 林道等の整備	11
(6) 野生鳥獣被害の防止策の推進	12
■目標2 鹿沼産材の需要拡大	13
(1) 加工・流通体制の充実	14
(2) 建築物の木造・木質化	16
(3) 木工業の振興	19
(4) 首都圏等への販路拡大	21
(5) 森林認証材の利用推進	22
(6) 木質バイオマスの利用推進	23
■目標3 森林の保全・活用	24
(1) 山地災害対策	25
(2) 多様な森づくり	26
(3) 交流・体験の場としての活用	27
(4) 水源地域としてのアピール	28
(5) 特用林産物の生産振興	29
■「木のまち鹿沼」のPR	30

3 プランの実現に向けて

■協働による施策の推進	31
■国・県との連携	31
■進行管理	31



◆用語等の説明（このプランで多く使われている単語等）

※森林整備計画：森林法に基づき、鹿沼市が民有林を対象として5年ごとに策定する10年を1期とする計画。伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めている。

※森林經營計画：森林法の規定に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林の經營の委託を受けた者が、持続的な森林經營を目的に40年以上の長期の方針を定めたうえで具体的な森林施業や施業集約化、作業道について定める5ヶ年計画。平成24年度からスタートした制度。

※森林施業：森林を人為的に造林（植林）、保育（下刈・間伐等）、伐採を行うこと。

※造林：人為的な方法で目的に合わせて樹木を植えること。広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

※間伐：育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の生長を促進する作業。伐採木を搬出し利用する搬出間伐と伐採木を搬出、利用しない伐捨間伐がある。

※原木：製材する前の伐採した状態の木材。

※水源涵養（すいげんかんよう）：森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化される。

※林家（りんか）：森林の所有や借入などにより、森林施業を行うことのできる世帯。

※林業事業体：植林や間伐、伐採・素材生産等の森林の作業を行う森林組合、造林事業者、伐出業者等のこと。

※森林組合：森林所有者が出資して設立された協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上、森林生产力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された団体。本市には鹿沼市森林組合と栗野森林組合があり、組合員等の委託作業や販売を行っている。

※“木の産業”の川上（かわかみ）から川下（かわしも）：川上は素材生産など、川下は流通・販売、建築などを言う。なお、川中（かわなか）は製材等の加工業をいう。

※特用林産物：きのこやわさび等の森林から産出される木材以外の産物。

⇒この他、ページ毎に必要に応じて※で記載・解説をしています。

1 プランの基本的な考え方

(1) プランの趣旨

鹿沼市は、総面積 49,064ha のうち林野面積は 33,661ha を占め、林野率は約 69% となっている。民有林面積は 31,990ha、人工林率は 76.3% と高く、県内屈指であり、「日光林業地帯」の中核をなしている。スギやヒノキの優良な森林は、本市の貴重な資源であり、この森林資源を背景に、木工業は本市の重要な地場産業となっている。

しかし、長引く木材価格の低迷で森林所有者の林業への関心は低下している。さらに、高齢化や地元に不在の森林所有者の増加など、森林の適正な管理に支障をきたすことも危惧されている。

国は、平成21年度に「森林・林業再生プラン」を策定し、「路網の整備」、「森林施業の集約化」、「人材の育成」を施策の柱として、効率的・安定的な林業経営基盤を構築するとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を整備することにより平成37年における「木材自給率50%以上」を目標に掲げている。(平成28年現在 木材自給率 34.8%)

それに合わせて、森林法、森林組合法、公共建築物における木材の利用促進に関する法律等の関係法令の改正もなされた。

栃木県では、森林・林業・木材産業の課題に対応し、充実した森林資源の循環利用を推進するため、平成22年度に「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」を策定し、その後、平成28年度から「とちぎ森林創生ビジョン」に引き継がれ、施策を展開している。

また、栃木県県産木材利用促進条例(とちぎ木づかい条例)も平成29年10月に制定され、積極的な県産材の利用を進めることを決定した。

これら国・県の動向を踏まえ、森林資源の循環利用を目標とし、水源涵養や地球温暖化防止、山地災害の防止、環境教育の場、保健増進など森林の多面的機能の持続的発揮を確保するとともに、「木のまち鹿沼」の“木の産業”的川上から川下まで一貫した林業、木材、木工業の振興を図るための指針となる「鹿沼市森林・木材活用プラン」を運用していく。

(2) プランの位置づけ

本プランは「第7次鹿沼市総合計画」の基本目標の1つである「人が活きる」の項目・「林業の振興」を具現化するための部門計画として位置付ける。

また、「森林・林業再生プラン」や県の「とちぎ森林創生ビジョン」など国、県の計画を踏まえるとともに、「鹿沼市森林整備計画」と連携して推進する。

(3) プランの期間

このプランは、概ね10年後を展望しながら、平成30年度(2018年度)から34年度(2022年度)までの5か年を計画期間とする。

(4) プランのテーマと目標

■ テーマ

森林資源の循環利用と林業・木材産業振興への動き

■ 目標1 林業の振興

■ 目標2 鹿沼産材の需要拡大

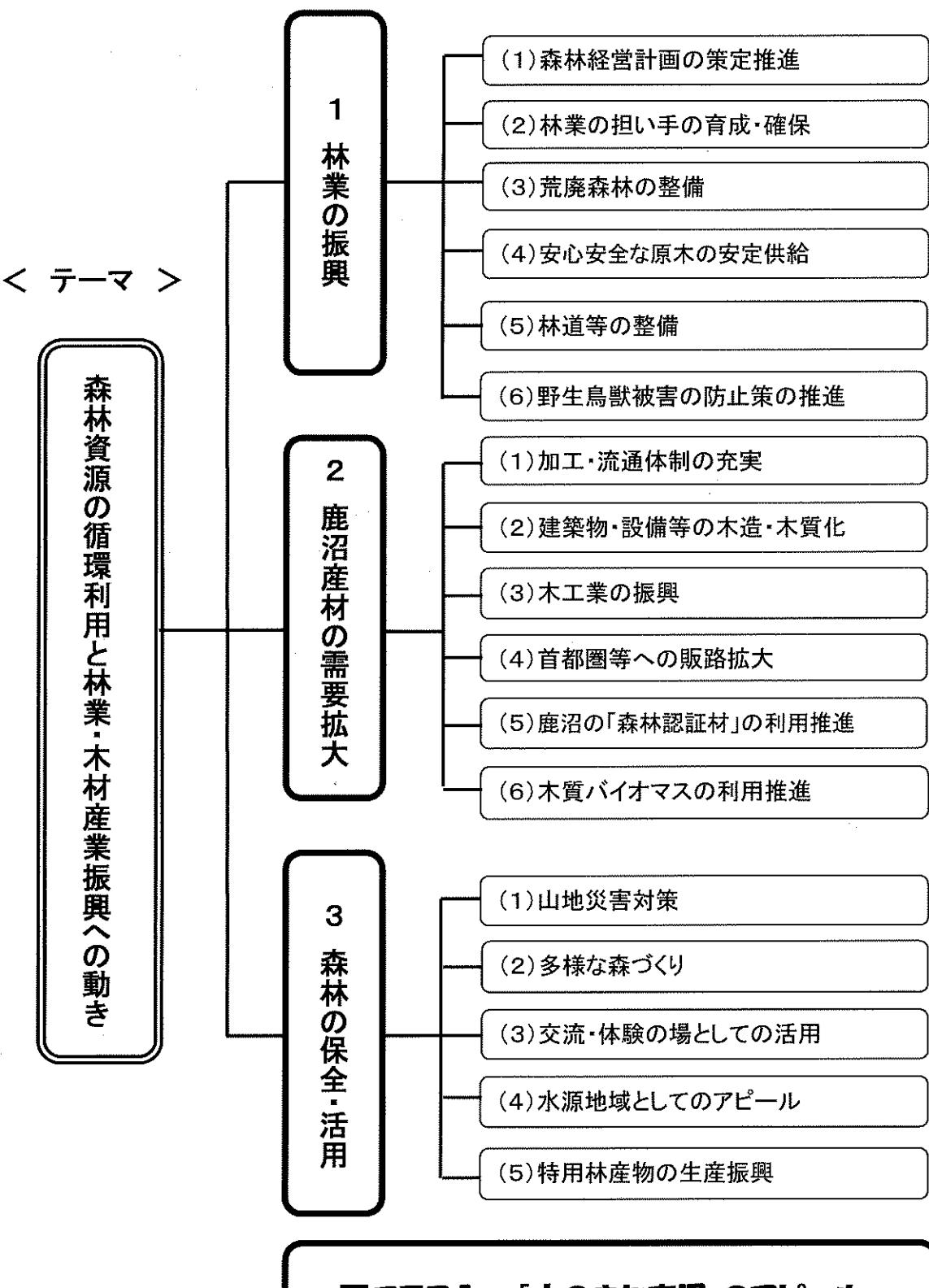
■ 目標3 森林の保全・活用

■ プラス1 「木のまち鹿沼」のアピール

(5) 施策の体系

< 大項目 >

< 中項目 >



2 目標と施策の内容

■目標1 林業の振興

本市は古くから、スギ・ヒノキを主体とした人工林施業が盛んに行われ、その豊富な森林資源を背景に良質な木材を生産してきた。しかし、長期化する木材価格の低迷による採算性の低化や深刻化する獣害等により、森林所有者の林業生産活動への意欲が低下し、手入れされずに放置されている荒れた森林が増加している。

このような中、“木の産業”の活性化、つまり、豊富な森林資源を活用した林業の持続的かつ安定的な発展を図るため、森林経営計画の策定推進、林業の担い手の育成・確保、荒廃森林の整備、安心安全な原木の安定供給、林道等の整備、野生鳥獣被害の防止策など本市の森林の再生と資源の循環、林業の振興を目的とした取組みを推進する。



(1) 森林経営計画の策定推進

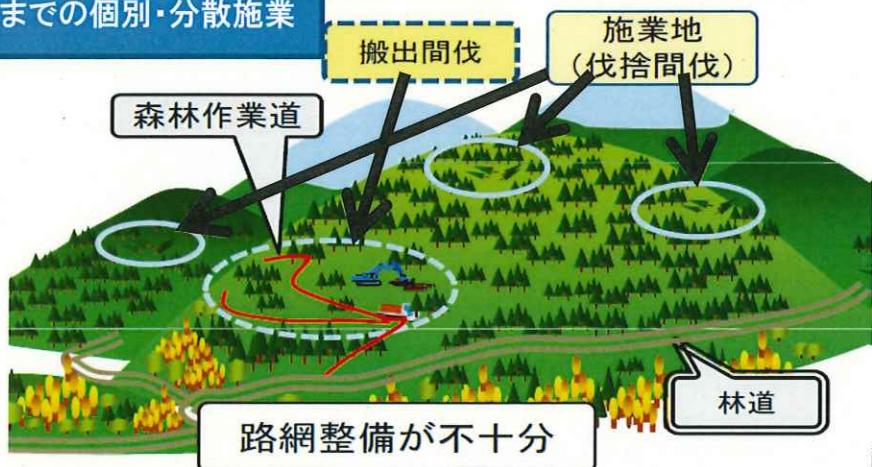
現状と課題

- 長期的な木材価格の低迷などにより、森林所有者の林業への関心は低下している。また、高齢化や不在村森林所有者の増加などにより、手入れの行き届かない荒廃した人工林が増加し、境界の不明な山林が増えている。
- 戦後植えられた40年生以上のスギ・ヒノキが利用時期を迎えていている。
- 山林面積が5ha未満の小規模林家の割合が約8割で、森林施業の集約化が進んでいない。
- 森林経営計画制度の趣旨が林家に十分周知されていない。
- 地球温暖化防止、水源涵養(かんよう)、自然環境の保全、土砂災害の防止のほか、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するため、間伐をはじめとする森林整備が必要である。
- 作業道等の整備などによる施業の集約化が必要である。

取組み

- ① 鹿沼市森林整備計画を踏まえた森林経営計画の策定の推進
 - ・情報提供などの計画策定の支援
 - ・フォレスター※1及び森林施業プランナー※2との連携による推進
 - ・森林経営計画の策定による施業集約化の推進
- ② 国有林整備と連携した施業の推進
 - ・国有林整備と民有林整備とを連携した、民国連携システムを利用し、効率的な整備を推進
 - ・森林管理署等との情報共有、支援体制の構築
- ③ 県、森林組合、林業振興会※3などと連携した森林経営計画制度の普及啓発
 - ・関係団体と連携した研修会の実施や啓発パンフレットの配布
- ④ 鹿沼市森林整備計画の推進
 - ・森林整備計画に則した森林経営計画策定の支援
- ⑤ 森林環境税(仮称)※4、とちぎの元気な森づくり県民税事業※5との活用調整
 - ・森林経営計画の策定がなされていないエリアは森林環境税事業での施業が可能となるため、両事業を有効に活用し、施業を実施していく。

今までの個別・分散施業



・森林施業計画に基づく森林施業

これからは

事業規模を拡大した集約化施業の推進



●集約化のイメージ図 (出典:とちぎ森林創生ビジョン)

※1 フォレスター：長期的な視野に立った森林づくりの計画作成等に対し市町村行政を技術面で支援するとともに、森林施業や作業道設置の事業実行に際しての的確な指導等ができる技術者。

※2 森林施業プランナー：森林所有者と施業の集約化に向けた合意形成を図り、具体的な施業提案ができる人材。

※3 林業振興会：林業・木工業者等により構成され、地域林業の振興及び林業・木材産業の着実な発展に寄与し、多様で健全な森林保全に資することを目的とする団体のことで、各県各市等に組織されている。

※4 森林環境税（仮称）：住民税の均等割りとして平成36年度（2024年度）から課税される税で、譲与税として各自治体に荒廃森林整備の財源に平成31年度（2019年度）から先行配分が開始される。

※5 とちぎの元気な森づくり県民税事業：平成20～29年度に第1期の税事業が実施され、平成30年度から第2期の事業が開始となる。平成31年度から開始の森林環境譲与税事業との重複が予想され、内容は検討中とのこと。

(2) 林業の担い手の育成・確保

現状と課題

- 林業の作業等は人力施業から機械化へ徐々に推移しているが、整備状況の進み具合は十分ではない。
- 山林所有者等の山林に対する関心の低下により、林業従事者及び林業後継者が不足しており、人材の確保・育成が必要である。
- 過疎化、高齢化、採算性の低下などから、林業就業者は長期的に減少傾向にあり、山林の適正な管理に支障をきたし、山林の荒廃が進んでいる。
- 森林施業プランナー、フォレストワーカー※1、路網作設オペレーター※2など集約化のために施業に必要な資格を有する人材が不足している。

取組み

- ① 高性能林業機械の導入
 - ・国、県の各種補助事業の活用促進
- ② 林業従事者及び林業後継者の確保、育成
 - ・効率的な林業経営及び施業技術向上を図るための研修会等の促進
 - ・森林観察などの森林学習や植林、間伐などの林業体験の促進
- ③ 新規就労者の確保
 - ・就業相談会や就業体験の支援
 - ・Uターン、Iターン等の新規参入促進
- ④ 森林施業プランナー、フォレストワーカー、路網作設オペレーターの確保、育成
 - ・人材育成のための研修会等の促進



・高性能林業機械による森林伐採

※1 フォレストワーカー：林業作業に必要な基本的な知識、技術、技能を習得し安全に作業を行える作業技術者。

※2 路網作設オペレーター：地形・地質等の現場の条件に応じて作業道を作設できる技術者。

(3) 荒廃森林の整備

現状と課題

- 手入れがなされていない森林が増え、森林の公益機的機能※1が低下し、災害に弱い状況となっている。
 - ・森林所有者の高齢化や不在村森林所有者の増加
- 適齢な伐採時期である森林が伐採されず、森林資源の活用が図られず、森林の循環が行われない。
- 持続可能な森林管理を目指すサイクルが阻まれ、悪循環に陥っている。

取組み

- ① 荒廃森林整備のための財源として創設される森林環境税(仮称)による整備
 - ・平成 36 年度(2024 年度)から課税されるが、譲与税として各自治体に平成 31 年度(2019 年度)から先行配分が開始される。(詳細部分は未定)
- ② 森林の持ち主が特定できずに施業が進まない現状を開拓する。
 - ・平成 31 年 4 月から情報の公表が出来るよう準備が進んでいる「林地台帳」※2 の活用と、森林経営管理法※3による森林施業を有効に組み合わせる。
- ③ 地域主体の「木の駅プロジェクト」※4 運用の支援

※1 森林の公益機的機能:
主な役割は4例が代表的

- ①生物の多様性の保全……生き物と生態系の保全能力
- ②地球環境の保全……………地球温暖化の緩和や気候の安定
- ③水源の涵養(かんよう)機能…水資源の貯留・調整
- ④土砂災害防止機能………表面浸食・崩壊の防止、土砂流出防止

※2 林地台帳: 所有者を管理する森林簿と登記情報を合わせたもので、所在、地番、林班(りんばん・森林の地区割の番号・記号)、所有者名、面積等の情報が含まれる。運用方法等についての詳細はまだ示されていない。

※3 森林経営管理法:自治体が一定の法的手続きをすれば、自治体(市町村)で所有者不明土地の経営管理権を得ることが出来るよう、改正手続きを進めている。(詳細部分は未確定)

※4 木の駅プロジェクト:小規模林家が、山に放置されている残材を搬出・供給し、その支払いを木材事業者、商工会等の協力を得て地域通貨で行う事業。県内では那珂川町、矢板市で実施されている。

(4) 安心安全な原木の安定供給

現状と課題

- 原木の供給量は季節等により偏りがあるなど、需要に応じた出荷調整も必要
- 安心安全な原木の大量かつ安定的に供給できる体制の整備が必要

取組み

- ① 原木の安定供給体制整備の推進
 - ・“木の産業”の川上、川中、川下が連携した、安定供給体制の整備促進
- ② 森林認証制度※1を中心としたトレーサビリティ制度※2の推進
 - ・鹿沼産認証材の生産、加工、販売、流通等に至る履歴情報の認識が可能。
 - ・制度の更なる活用と拡大の推進
- ③ 原木に係る放射能関係の正確な情報の公開
 - ・国、県、関係機関と調整を図り、正確な情報の発信



・市内の木材共販所

※1 森林認証制度：森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいた森林を民間の第三者機関が認証し、認証された森林から産出される木材（認証材）などを分別・表示管理することにより消費者の選択的な購入を促す取組み。

鹿沼市内の取り組みでは、森林所有者と素材生産から加工・流通・建築・設計等に至る関係者が連携し、鹿沼市森林認証協議会を組織して平成28年6月にSGEC（緑の循環認証会議）の森林認証を取得し、H30.3現在では森林面積9,111ヘクタールの山林と、木材加工流通事業所11社の認証を受けている。

※2 トレーサビリティ：製品が、いつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたかの情報を蓄積し、消費者がそれらの情報を確認できること。

(5) 林道等の整備

現状と課題

- 高性能林業機械の活用ができる林内路網※1の整備が急峻な地形なども要因の一つとなって遅れており、搬出などにおいて、高コストとなり林業採算性の低下の一因となっている。
- 林業の生産性の向上や山村の定住環境の改善を図るための林道として、広域的な森林地域を結ぶ基幹林道や集落間を結ぶ林道があり、災害復旧等を含めてその維持管理が大きな負担となっている。
- 高性能林業機械を活用した搬出間伐の推進、木材生産効率の向上や森林施業集約化による低コスト林業の推進のため、安全で管理しやすい林業専用道※2や森林作業道※3の整備が必要である。
- 今後の森林環境税導入による荒廃森林対策に、整備具合が大きく影響する。

取組み

- ① 林道の整備
 - ・基幹林道の整備促進
- ② 自然環境及び安全に配慮した路網整備
 - ・自然環境に配慮した路線配置や各種基準、指針に沿った適切な工法による路網整備の促進
- ③ 林業専用道・森林作業道の整備、維持管理の推進
 - ・森林経営計画策定に基づく作業道の整備と適切な維持管理の支援
- ④ 森林環境税導入による整備と合わせた、計画の策定や調整が必要



・林道を利用した原木運搬

※ 1 林内路網：林道や林業専用道、森林作業道など森林施業のために使われる道。

※ 2 林業専用道：森林施業に直結し、10t積トラックの走行を想定した必要最小限の構造の道。

※ 3 森林作業道：森林施業用の林業機械の走行を想定した、丈夫で簡易な道。

(6) 野生鳥獣被害の防止策の推進

現状と課題

- 間伐や下草刈り等の手入れがされず荒廃した放置森林や耕作放棄地の増加により、野生動物の生息域の拡大が進んでいる。
- シカ、カモシカ、クマ等による立木や下草の食害など山林被害が深刻化し、水源涵養や土砂災害防止など森林の公益的機能が低下し、森林所有者の経営意欲にも影響を及ぼしている。
- 銃器による狩猟者が減少している。
- 集落ぐるみで、捕獲、侵入防止、鳥獣を寄せにくくするための環境整備を合わせて実施する必要がある。
- 山ビルの生息区域が拡大している。

取組み

① 野生鳥獣被害の防止事業の推進

- ・地域ぐるみで侵入防止柵を設置するなど、環境整備の推進
- ・防止事業(ネット巻)などの国、県の各種補助事業の活用促進
- ・国、県などの防除資材、忌避薬剤等のモニタリング成果の活用
- ・地域、関係団体、宇都宮大学等との連携による被害対策の検討

② 環境整備の推進

- ・生育不十分または獣害が多い人工林内での、樹種転換※1などの補助事業の活用促進

③ 獣友会※2との連携、支援と鳥獣被害対策実施隊の活用

- ・講習会の実施や広報誌等による防止策の普及啓発
- ・新規狩猟従事者の確保、育成支援
- ・シカの個体数調整促進
- ・鳥獣被害対策実施隊による見回りや被害拡大を防ぐ広報活動等

④ 山ビル※3対策の推進

- ・森林施業実施者、入山者への山ビル対策の普及啓発

※1 樹種転換：その土地や条件に合った樹に植えなおすこと（例：スギ・ヒノキ → クヌギ・モミジ）。

※2 獣友会：狩猟免許所持者の団体。狩猟技術の向上や地域の野生鳥獣被害対策に従事している。

※3 山ビル：山林内で動物の血を吸うヒルの一種。シカ・イノシシ等に付着して分布エリアが拡大している。

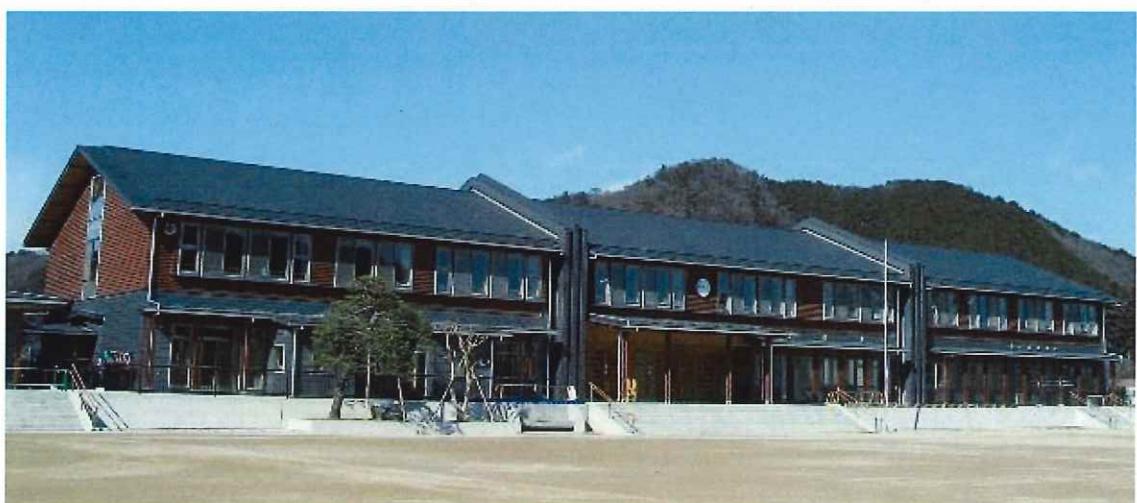
■目標2 鹿沼産材の需要拡大

本市は、日光林業地帯の良質な木材を活用し、建具などの木工業が地場産業として発達し、伝統ある高度で多彩な技術は、首都圏等で高い評価を受けている。しかし、輸入材の増加や木材代替品の普及など消費者ニーズの多様化により需要が低迷している。

本市が、豊富な森林資源を背景としてレベルの高い木材木工業のまちであることを再認識し、“木の産業”の川中・川下の活性化、つまり、鹿沼産材の建築用材や木工製品の需要拡大を図るため、加工・流通体制の充実、建築物の木造・木質化、木工業の振興、首都圏への販路拡大、森林認証材の利用、木質バイオマスの活用などを推進する。



・中央小学校



・栗野小学校

(1)加工・流通体制の充実

現状と課題

- 地場産の原木は、市内の製材・加工業者の減少等により、市外に多く流通されている。
- 生産される木材のほとんどは建築用材として利用しているが、消費者のニーズ（品質、性能、価格、供給量）に対応した製品の生産量拡大や品目の多様化が必要である。
 - ・建築工法の変化による無垢材使用の減少、高級材から一般材へのシフト等
- 加工流通事業者と事業後継者が減少し、事業所の減少が進んでいる。

取組み

① 木工産業施設の整備促進

- ・国、県の補助事業の活用による品質、付加価値、生産効率等を高める製材、加工等の施設整備の支援

② 加工・流通体制の構築

- ・“木の産業”の川上から川下まで、林業、製材業、流通業、建築業、木工業等が同業種間、異業種間で連携する体制の構築
- ・多様な木材需要に適宜に対応できる供給量の確保のための調整（コーディネート）機能の構築
- ・林家自身による、伐採、加工、販売による高付加価値化への取組み支援

③ 新たな事業者、新規就労者、後継者の確保、育成への取り組み

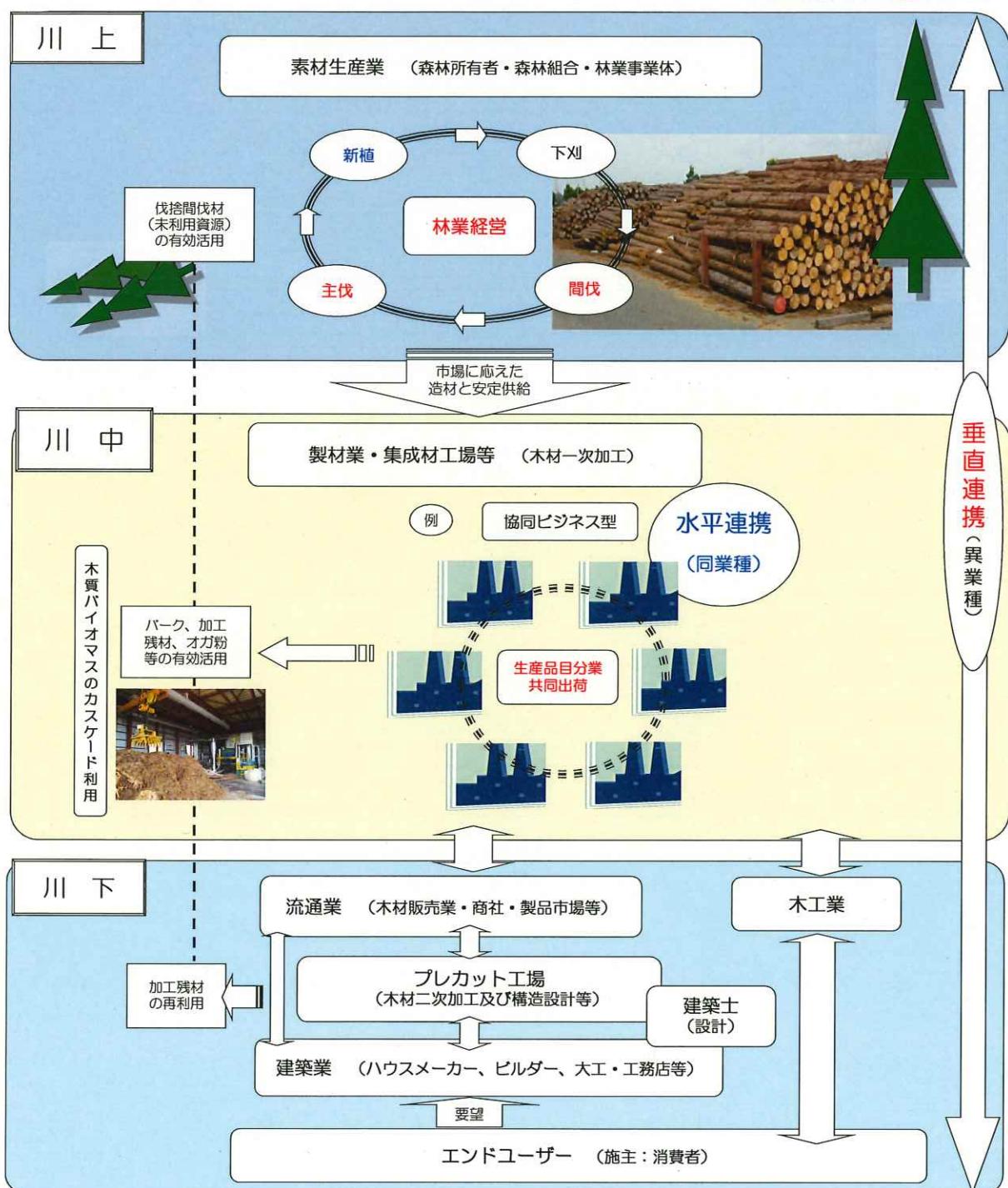
- ・就業相談会、ビジネスマッチング等開催による雇用機会の創出
- ・首都圏での労働力確保のため、木工産業 PR の促進



・製材作業

●加工・流通体制のイメージ図

(出典:とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン)



(2) 建築物の木造・木質化

現状と課題

- 国は、「森林・林業再生プラン」で木材自給率50%以上を目標とし、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年に施行された。
- 本市では、平成24年7月に「鹿沼市公共施設木造・木質化基本方針」※1を策定後、公共施設における木材利用を推進し、まちの駅“新・かぬま宿”、中央小学校や栗野小学校などの木造・木質化を進めた。
- 一般建築物では、木造建築や木質改修等への助成制度を整備している。
- 建築物に鹿沼産材を活用するための、安定した木材供給が必要である。
- 木造・木質化には材料の安定的な質と量の確保が必要である。

取組み

- ① 一般住宅や民間企業等の一般建築物の木造化の推進
 - ・木造建築物助成事業※2の活用による木造・木質化の促進
 - ・市内林業、木工業、建築関連業団体との連携
 - ・“木の産業”的な川上から川下まで、林業、製材業、流通業、建築業、設計業、木工業等が同業種間、異業種間で連携する体制の構築
(ex.鹿沼市森林認証協議会のような縦横の連携)
 - ・木造・木質化を支援する国、県の各種補助事業の活用促進
- ② 公共施設の木造・木質化
 - ・国や県の補助事業の積極的な活用による、公共建築物の原則木造化、内装等の木質化、備品等の木材利用の推進
 - ・公共施設における、鹿沼産材・森林認証材の活用
- ③ 地場産材のPR
 - ・関係機関や団体等と連携した鹿沼産材の良さのPR
 - ・鹿沼産材を活用した建築物(一般、公共)や木工製品のPR
 - ・「鹿沼ブランド」に認定となった鹿沼産スギ材、ヒノキ材の活用PR

※1 「鹿沼市公共施設木造・木質化基本方針」：市の公共施設は、原則として、鹿沼産材による、木造化、内装等の木質化、備品等の木材利用を推進することとした。県内市町で最も早く制定。

※2 「木造建築物助成事業」：平成29年度より新築住宅を対象として開始、平成30年度より店舗・事務所・共同住宅等と新築以外の改築においても、事業の該当となるよう制度を拡大。

・木造、木質化された市内公共施設

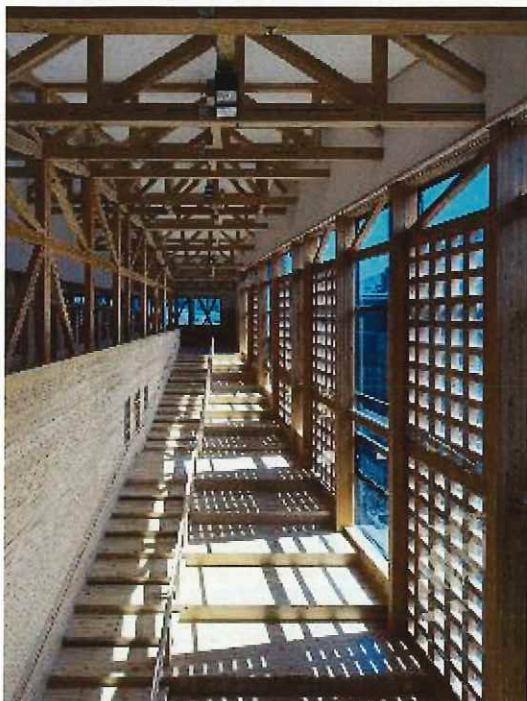


(まちの駅新鹿沼宿)



(中央小学校)

(粟野小学校・特別教室棟の大階段)



(教室)



(昇降口ホール)



(屋内運動場)



(図書室)



(3) 木工業の振興

現状と課題

- 本市は、スギ・ヒノキ等の良質な木材を活用し、伝統技術を受け継ぐ木工業をはじめ、素材生産から製材品生産、製品開発までの技術・設備が集積し、地場産業として発達している。
- 木材代替品の普及や消費者ニーズの多様化により、木工業の需要が低迷している。ニーズの把握が必要である。
- 鹿沼の木工製品は関連業者等から高い評価を得ているが、一般には鹿沼産材そのものや、本市の木工製品について知られていない。
- 建具や家具、日用生活用木製品のPRと需要拡大が必要である。

取組み

① 木工業のPR

- ・各種展示会やイベント等での、本市木工製品のPRの推進

② 木工製品の利用推進

- ・木工製品の地産地消の推進

- ・新生児への木製おもちゃの配布をはじめとした、全年齢への木育事業展開

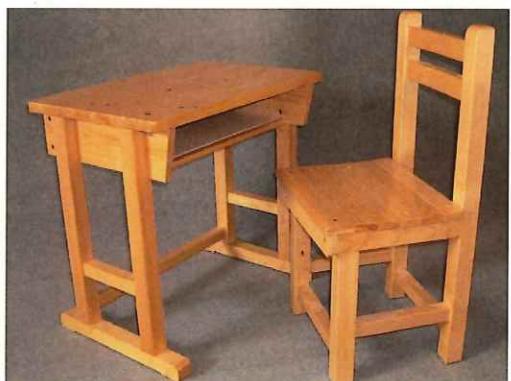
- ・新たな販路開拓による木工製品の地産他消の推進

- ・木工製品の新商品開発支援

- ・農林商工連携や6次産業化※による新商品開発・販売等の取組み支援

- ・国や県の事業を活用した木工製品と木の良さのPR

(鹿沼の木工製品)



※6次産業化：農林漁業者（第1次産業）が、加工（第2次産業）流通・販売（第3次産業）に取組むこと。 $1+2+3=6$ または $1\times 2\times 3=6$ となることから6次と言う。

(木育事業・ベリーウッドプレゼント 森林認証材製の木のおもちゃ)



< 2種類のうちどちらかを選択 >



(展示会・イベント等への出展)



(4) 首都圏等への販路拡大

現状と課題

- 首都圏で開催される各種イベントや展示会等において、鹿沼の木工製品のPRを実施し、関連業界等での高い評価を得ており、消費者にも更なるアピールが必要である。
- 港区の「みなと森と水ネットワーク会議」※1に参加し、平成24年に「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結し、二酸化炭素削減の協力を開始した。
- 首都圏の住宅関連業者や流通販売業者等と本市の木工業者との新たなビジネスマッチングが求められている。

取組み

① 販路拡大の推進

- ・木工業や木工製品に関するニーズや関心の把握
- ・首都圏におけるイベントや展示会等への出展、販路開拓の支援
- ・首都圏の消費者へのかねまブランド認定品等本市木工製品のPR

② 友好都市でのPR

- ・足立区・墨田区など友好都市との企業間交流や消費者へのPRの推進
- ・区民まつり等イベントや、アンテナショップを活用したPR活動
- ・足立区の「足立区公共建築物等における木材利用推進方針」※2において、友好都市の木材を優先利用する旨が示された。

③ 港区への協定木材供給の登録事業者の拡大

- ・協定木材供給の登録事業者の拡大と港区へのPR

※1 「みなと森と水ネットワーク会議」：2009年港区長と全国の締結市町村の首長が一堂に会した「みなと森と水サミット」が開催され、連携して低炭素社会の実現をめざす話し合いがスタートした。鹿沼市は2012年より参加している。

※2 「足立区公共建築物等における木材利用推進方針」：平成28年6月に足立区で制定した方針。3つの友好都市である、鹿沼市、新潟県魚沼市、長野県山ノ内町の木材、または東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）の木材を公共施設に優先的に使用することが示されている。

(5) 森林認証材の利用推進

現状と課題

- 持続可能な森林管理を目指す国際的な動きとして全世界に波及※1しているが、制度自体の一般的な認知度は低い。
- 認証を取得又は継続管理するための費用や手間の面で、取得事業体の負担がある。
- 東京五輪関連建築物等に代表される大型の公共建築物への利用が多くなっているが、民間建築物への利用は少ない。

取組み

① 制度の活発なPR

- ・本市協議会※2が率先して森林認証を取得し、県内外を問わず様々なイベントで、チラシや販売品のサンプル展示等により、森林認証材のPR活動を行っている。

② 費用負担

- ・認証取得の費用について、市協議会でのグループ認証への加盟事業体は、市から取得費用の1／2を補助し、費用負担の軽減を図っている。

③ 民間建築物への普及

- ・市では平成29年度から木造新築住宅の助成制度を開始し、認証材利用の普及を図った。また、平成30年度より住宅以外の店舗、事務所、共同住宅等も該当とし、更なる認証材使用の普及を図る。

※1 全世界に波及：世界的に有名な森林認証のプログラムはWWF(世界自然保護基金・ロゴはパンダマーク)のFSC(森林管理協議会)と、本市が取得した日本独自のSGEC(エスジェック・緑の循環認証会議)が相互認証を受けているPEFC森林認証プログラムが国際的2大認証制度となる。なお、PEFC森林認証プログラムは日本を始め、各国独自の認証制度との相互認証を行い、傘下を増やしている。

※2 本市協議会：(P10に同じ) 森林所有者と素材生産から加工・流通・建築・設計等に至る関係者が連携し、市長が会長となり、鹿沼市森林認証協議会を組織。平成28年6月にSGECの森林認証を取得し、H30.3現在では森林面積9,111ヘクタールの山林(FM森林管理認証)と、木材加工流通事業所11社の認証(CoC生産物認証)を受けている。
認証の形態が中小規模な事業体をまとめたグループ認証で、FM森林管理認証とCoC認証の両方の事務局を市で行っていることから稀な存在となっている。

(6) 木質バイオマスの利用推進

現状と課題

- 石油等の化石燃料に代わるエネルギー源等として木質バイオマス※1の利活用に期待が高まっている。
- 伐捨間伐により森林内に大量に放置されている林地残材※2、シカ・クマなどによる立木の被害材や製材工場等におけるバーク※3 等の残材など、未利用の資源がある。
- 木質バイオマスの効率的な収集・運搬・利用を行う機材・施設の整備への支援が必要である。
- 木質バイオマスの利用拡大を狙った市場や消費のニーズ調査が必要である。
- 安定した燃料の調達が必要

取組み

① 木質バイオマスの利用推進

- ・木質バイオマスのマテリアル利用※4 からエネルギー利用に至る、幅広い利用を推進する検討会議等の設置
- ・国の支援策等による木質バイオマス利用の促進
- ・公共施設等でのバイオマス利用の推進、検討
- ・木質バイオマス※1燃料を使ったボイラー、ストーブ等の民間への普及推進
- ・地元の木材が燃料として地元で流通するシステム作り

※1 木質バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）のうち、間伐木・枝・葉などの林地残材や、おが屑・樹皮等の発生残材などの木材資源。原材料のほか、チップ化や粉を押し固めたペレットといった加工がなされ、燃料として使われる。

※2 林地残材：森林外へ搬出されない間伐材など林地に放置される残材。伐採木を丸太にする際に出る枝・葉なども含まれる。

※3 バーク：木の樹皮を粉碎したもの。

※4 木質バイオマスのマテリアル利用：木質バイオマスを建材や紙などの原材料として利用すること。マテリアルは原材料のこと。

■目標3 森林の保全・活用

本市は、面積の約7割が森林であり、そのうち76.3%がスギやヒノキの人工林である。

森林は木材等林産物の供給だけでなく、水源涵養（かんよう）、地球温暖化防止、山地災害の防止、環境教育、保健増進などの機能をもっており、本市においても、こうした多面的機能が発揮できる森林づくりが求められる。

本市の豊かな森林の保全と多面的な機能を維持するため、災害対策、多様な森づくり、交流・体験の場としての活用、水源地域としてのアピール、特用林産物の生産振興などに取組む。



大芦川：引田地区の虎岩

(1) 山地災害対策

現状と課題

- 近年、豪雨等による林地崩壊や土砂流出、河川や道路への流木、林道・作業道の崩壊などの山地災害が多発している。
- 山地の災害情報は、範囲が広大なため、地区・集落ごとの詳細な内容を把握する体制が確立されていない。
- 森林の水源涵養や土砂流出防止、土砂崩壊防止等の機能を高める施策が必要である。
- 森林の荒廃が進み、公益的機能が低下しているため、保安林※1の拡大が必要である。

取組み

- ① 災害対策の推進
 - ・治山ダム等の防災施設の整備推進
 - ・林道、作業道等の林内パトロールの実施
 - ・県の山地防災ヘルパー※2及び山地防災推進員※3制度の活用
- ② 保安林の拡大及び管理
 - ・森林法に基づく、計画的な保安林の拡大
 - ・保安林の植栽、造林の指導等
- ③ 森林経営計画等による森林保全・保育
- ④ 生育不良の針葉樹林の広葉樹林化(樹種転換)

※1 保安林：森林の公益的機能の發揮を目的として、農林水産大臣又は知事が指定した森林。

※2 山地防災ヘルパー：山地災害の情報収集活動等を行い山地災害の未然防止に貢献する知事が認定したボランティア

※3 山地防災推進員：日頃の生活活動の範囲内で、地域における山地防災意識の啓発や地元に密着した山地災害関連の情報収集を行う知事が認定したボランティア。

(2) 多様な森づくり

現状と課題

- 人工針葉樹林の放置森林が増加し、森林の公益的機能が低下している。
※ P9 の 2-(3) 荒廃森林の整備にて詳細を記載
- 奥山林では、野生鳥獣の住家となる広葉樹林が少ないため、人里にまで下りてくる原因のひとつとなっている。
- とちぎの元気な森づくり県民税事業を活用し、市民参加による里山林の整備が進められている。

取組み

① 多様な森林造成の推進

- ・広葉樹林や針広混交林※1への計画的な樹種転換の推進
- ・国、県の造林補助事業の活用促進
- ・国、県事業を活用した里山林整備による野生獣対策の推進



・整備された広葉樹林

※1 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。

(3) 交流・体験の場としての活用

現状と課題

- 友好都市等の住民を対象とした、間伐や植林などの森林体験を実施している。
- 森林は、憩いと学びの場として期待されているが、森林レクリエーション実施森林が少なく、都市住民との交流による森林体験事業の実践例は少ない。
- とちぎの元気な森づくり県民税事業等の活用により、市内各地域で市民の主体的な森づくり事業が実施されている。
- 森林体験等の場での安全確保に十分注意する必要がある。

取組み

- ① 都市住民との交流
 - ・伐採や植林などの森林体験を通した都市住民との交流の推進
 - ・友好都市との交流による森林体験事業の拡充
 - ・“田舎暮らし”を推進する事業との連携
- ② 森林の活用による健康づくりやレクリエーションの推進
 - ・野鳥の森等の森林活用施設を活用した自然体験教室の開催促進
 - ・森林浴や林業体験等による心身の健康づくり事業等での森林活用の促進
- ③ 民間活力を導入した交流事業の展開
 - ・各市民団体等の活動を交流事業として実施
- ④ とちぎの元気な森づくり県民税事業の活用
 - ・市内各小中学校における森林環境学習※などへの支援
- ⑤ 森林体験等における安全の確保
 - ・交流事業主催者の研修会の開催
- ⑥ 製材業、流通業、建築業、木工業等での体験・工場見学を実施
 - ・新規参入者、後継者への雇用機会創出・促進

※森林環境学習：植林や間伐などの森林体験活動を通して、森林整備の必要性や木材利用の重要性、自然の大切さなどを学ぶこと。

(4) 水源地域としてのアピール

現状と課題

- 本市は、首都圏等の水源地として良質で豊かな水を下流域へ供給しているが、森林が水源涵養などの重要な役割を担っていることの認識が薄い。
- 外国資本等による森林買収が発生しており、乱開発による森林の荒廃や地下水の汲み上げによる、水資源の枯渇等の発生が危惧されている。
- 検証中であった思川開発事業(南摩ダム建設)の事業継続により、下流域・首都圏へのPRが推進でき、現地の視察等による集客が見込める。

取組み

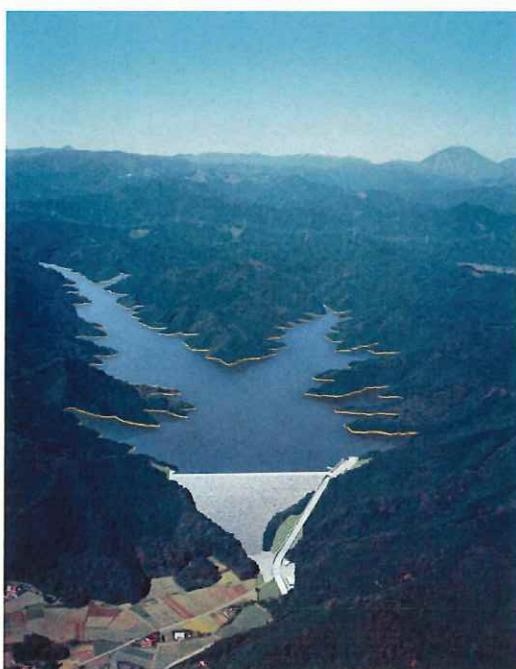
① 下流域におけるPRの推進

- ・市内外に“水源地域であること”のアピール
- ・各種イベント等での本市が首都圏の水源地であることのPRの推進
- ・下流域の住民と森林所有者との交流促進
- ・思川開発事業に関連した現地への視察や、周辺の利用による顧客の招致

② 県との連携

- ・県と市町が一体となった「外国資本等による森林買収に関する連絡協議会」への参加による情報収集

(南摩ダムイメージ図 独立行政法人 水資源機構 より)



(5) 特用林産物の生産振興

現状と課題

- 市において特用林産物、特にしいたけの栽培は盛んに行われ、その生産高は県内でも上位を誇る。
- 原発事故による放射性物質の影響により、市内産の原木なめこ、原木くりたけ、一部の原木しいたけ(原木乾しいたけを含む)、そのほか一部の野生の山菜については出荷を制限(自粛)している。
- ほど木となる原木も放射性物質の影響を受けており、自伐での利用は困難なため、放射性物質の影響をうけていない地域からの原木に更新している。
- 菌床しいたけ等安全の確認された特用林産物への風評被害も発生しており、PRや支援が必要である。
- 東電の原発事故による風評被害を払しょくする早急な対応が必要である。

取組み

- ① 安全が確認された商品の生産・流通促進
 - ・国、県の各種補助事業活用の支援
 - ・生産、流通過程における品質管理の充実、支援
 - ・生産者と関係機関との情報の共有化
 - ・放射性物質検査の継続
- ② 県や関係団体等と連携したPRの支援
 - ・安全が確認された商品のPRや消費者との交流促進の支援
 - ・風評被害払しょくの支援



市内で生産されたしいたけ

「木のまち鹿沼」のPR

■ブランド化の推進

- ・鹿沼産にこだわったブランド材としてのアピール
- ・木工製品等の「鹿沼ブランド」認定促進とPR
- ・新たな木製品の開発と販路開拓

■「鹿沼の“森林認証材”」のPR

- ・鹿沼産材の素材(原木)の良さを売り込む
- ・「鹿沼の“森林認証材”」を活用した建築物・木工製品のPR

■「木のまち鹿沼」の情報発信

- ・木の文化や歴史(木材生産業、木工業、木版画など)のPR
- ・ユネスコ無形文化遺産へ登録された、屋台行事・彫刻屋台のPR
- ・木の文化の発掘と伝承
- ・新たな木のアーティストの支援や新たなPR素材の発掘



祝

平成28年12月

ユネスコ
無形文化
遺産登録

鹿沼
今宮神社祭の
屋台行事

3 プランの実現に向けて

■協働による施策の推進

プランの実現を図るため、関係機関、団体、林業・木工業者等の連携を図りながら、各種施策を着実に推進する。また、市民へのプランの周知を図り理解を得ながら、市民が一体となり「木のまち鹿沼」に誇りをもってアピールする。

■国・県との連携

プランに掲げた施策の推進にあたっては、国の「森林・林業再生プラン」「森林・林業基本計画」「全国森林計画」、県の「渡良瀬川地域森林計画」「とちぎ森林創生ビジョン」を踏まえ、国・県との連携を図るとともに、課題等に関する協議を行う。

また、国の森林環境税や栃木県の元気な森づくり県民税事業を活用し、森林整備を推進する。

■進行管理

プランに掲げた「取組み」は、適宜推進状況を整理するとともに、必要に応じて常に見直しを行う。

鹿沼市森林・木材活用プラン懇談会委員（敬称略）

No	氏名	所属及び役職
1	星野 克典	鹿沼市森林組合 副組合長
2	神山 有本	栗野森林組合 常勤理事
3	大貫 剛久	鹿沼市林業振興会 会長
4	樽見 正衛	鹿沼市森林認証協議会 副会長
5	松崎 祐一	鹿沼商工会議所 木材木工部会 幹事
6	臼井 登雄	栗野商工会 副会長
7	毛塚 欣伸	鹿沼市自治会連合会 副会長 下永野自治会長
8	茂垣 圭三	日光森林管理署 地域林政調整官
9	川上 晴代	栃木県県西環境森林事務所 部長補佐 兼 林業経営課長
10	杉江 一彦	鹿沼市経済部長 【座長】
11	福田 浩士	鹿沼市総務部 企画課長
12	木村 正人	鹿沼市財務部 財政課長
13	黒川 勝弘	鹿沼市環境部 環境課長
14	田中 國伸	鹿沼市都市建設部 建築課長

事務局

1	大貫 桂一	鹿沼市経済部 林政課長
2	浅野 賀之	鹿沼市経済部 林政課 木のまち推進係長
3	福田 博幸	鹿沼市経済部 林政課 木のまち推進係 主任主事
4	亀山 努	鹿沼市経済部 林政課 森林保全係長

鹿沼市森林・木材活用プラン

発行日 平成30年 3月
 発行 鹿沼市
 編集 鹿沼市経済部林政課
 鹿沼市今宮町1688番地1
 電話0289-63-2186